

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案委員會會議錄(筆記)第一回

委員成立

明治四十年三月十九日議長ノ指名ヲ以テ本委員九名ヲ選定ス其ノ氏名左ノ如シ

根本 正君 大野 久次君 中林 友信君

柚木 慶二君 榎本次郎右衛門君 星野 仙藏君

荒川 五郎君 久保 伊一郎君 藤崎 朋之君

同月十九日午後二時五分委員長理事互選ノ爲各委員參集ス其ノ氏名左ノ如シ

根本 正君 大野 久次君 中林 友信君

柚木 慶二君 榎本次郎右衛門君 星野 仙藏君

荒川 五郎君 久保 伊一郎君 藤崎 朋之君

年長者榎本次郎右衛門君投票管理者トナル

○投票管理者榎本次郎右衛門君 之カラ委員長理事ノ互選ヲ行ヒマス

○中林友信君 別ニ投票ヲ用井ス根本正君ヲ委員長ニ推薦シ理事ハ委員長ノ指名

ニ一任シテハ如何デシヨウカ

(一)異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ

○投票管理者榎本次郎右衛門君 別段御異議ガナイヨウデアリマスカラ中林君發議

ノ通り決シマス

○根本正君 ソレデハ不肖ナガラ私が委員長ノ席ヲ汚スコトニ致シマシテ理事ハ荒川

五郎君ニ御願ヒ致シマス、尙ホ引續キ會議ヲ開キマス

會議

出席國務大臣左ノ如シ

文部大臣 牧野 伸顯君

出席政府委員左ノ如シ

文部次官 澤柳政太郎君

○委員長(根本正君) 本案ハ政府提出案デアリマシテ國務大臣及政府委員ノ出席

ガアリマシタカラ本案提出ノ大体ノ理由ヲ先ツ説明セラル、コトヲ望ミマス

午後二時四十分休憩

午後五時三十分開議

○委員長(根本正君) 是ヨリ市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正

正法律案ノ委員會ヲ開キマス、是ハ議會ノ會期ガ切迫致シマシタコトデ、一日モ早ク議

會ヘ提出シテ尙貴族院ノ方ヘ往ク都合アルカラシテ、殊ニ議長ノ方ヘ請求シテ唯今開

クコトニナリマシタ、既ニ議長カラハ其事ノ承諾ヲ得テ委員會ヲ開キマスカラ、成ルベク

今日ニ之ヲ結了シタイト思ヒマス、併ナガラ諸君ニ何カ御意見デモアルナラハ承リマス

○久保伊一郎君 明後日ニシタラドウデアリマスカ

○中林友信君 私ハ大問題ナラハ餘程審議シナケレバナラヌト思ヒマスガ、問題其モノ

ハ教育ニ關スル大問題デハアルケレドモ、要スルニ退隱料ノ額ヲ變更シヤウト云フニ歸スル

ノデ、經驗アル教育ニ熱心ナル委員諸君デゴザイマスカラ、直グニ結了ガ出來ヌコトハ

ルマイト思ヒマスカラ、私ハ今日是ヨリ審議セラル、コトヲ望ミマス

(一)中林君ニ贊成ト呼フ者アリ

○荒川五郎君 多數デ御決シニナレバソレハドウナリト宜シウゴザイマスカ、十分ノ審

議ヲシナイデ極メタルコトナラバ、委員會モ開ク必要モナイ位ノモノデアリマス、漸ク此議案

ハ唯今出タノデ、理窟ヲ申セバ委員會ハ成立ガ出來ナイノデアリマスガ、私ハ其理窟ハ

言ハヌ、ナゼ出來ナイカ、此議案ハ今出タノデアアルガマダ出タカ出ヌカ位ノモノデアアル、ソレ

デ急イデヤラウト仰シヤルナラバ私ハ表面上ノ理窟ヲ言ハナケレバナラヌ、今日日本會議

私ハ質問ヲ致サウト思ウタノデアアルガ、質問演說モ致シタリシテ當ルヤウニ見エテハ工合

ガ惡ルイカラ言ハヌ、今迄モ言ハナイケレドモ、議案ヲ出シテ審議ヲシ、御互ガ議會ノ進

行ニ差支ナイヤウニシヤウト云フニ拘ハラズ、進ンデヤラネバナラヌト仰シタルナラバ、ソレハ

諸君ノ御意見デアリマス、併シ私ハ表面上ノ理窟ヲ申シマス、是ダケ聲明ヲシテ置キマス

○久保伊一郎君 明後日午前中ニ開ケバ別ニ反對モナイコトデアアルカラ、直チニ決議

シテ本會ニ報告スルコトガ出來ヤウト思ヒマス、サウ云フコトニシテハドウデス

○委員長(根本正君) ソレデハ明後日午前十時ニシテハ如何デアリマスカ

○荒川五郎君 ソレナラバ異議ハアリマセヌ

○委員長(根本正君) ソレデハ明後日午前十時ヨリ開會スルコトニ致シマス

午後五時四十分散會

明治四十年三月二十日印刷

明治四十年三月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局